

千葉県ブルーカーボン推進協議会設置要綱

（名称）

第1条 本協議会は、千葉県ブルーカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

（目的）

第2条

協議会では、漁業生産性の向上に資するブルーカーボン創出の取組（藻場の保全、海藻養殖等）の推進を目的とする。

また、漁業関係者、民間企業など多様な関係者の参画・連携を進め、取組の拡大を図る。

なお、当協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（協議事項）

第3条

協議会では、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）県内で実施する取組の取りまとめ及び評価
- （2）ブルーカーボンに関する取組の普及啓発及び広報活動
- （3）漁業関係者と民間企業のマッチング
- （4）その他、目的の達成及び協議会の運営に必要な事項

（組織）

第4条

協議会は、行政機関、漁業関係団体、経済関係団体及び有識者によって構成する。
構成員は別表1に定める者により組織する。

2 協議会には次の役員を置く。

- （1）会 長 1名（千葉県農林水産部水産局長）
- （2）副会長 1名（（一社）千葉県漁港漁場協会常務理事）

3 協議会には構成員の外、オブザーバーを置く。オブザーバーは別表2に定める機関により構成する。

（協議会）

第5条

協議会は、会長が招集する。

なお、会長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条

協議会の事務局は、千葉県農林水産部水産局漁業資源課及び（一社）千葉県漁港漁場協会事務局とする。

（その他）

第7条

この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年10月31日から施行する。

別表1（第4条第1項）

構成員

区分	機関等	役職
行政機関	千葉県	農林水産部水産局長
		〃 水産局漁業資源課長
漁業関係団体	（一社）千葉県漁港漁場協会	常務理事
経済関係団体	（一社）千葉県経済協議会	専務理事
有識者	ブルーカーボン共同研究機関	研究代表
	ジャパンプルーエコノミー技術 研究組合（JBE）	理事長

別表2（第4条第3項）

オブザーバー

区分	機関等
行政機関	千葉県環境生活部温暖化対策推進課
	〃 農林水産部水産局水産課
	〃 銚子水産事務所
	〃 館山水産事務所
	〃 勝浦水産事務所
	〃 水産総合研究センター
	沿海市町村
漁業関係団体	沿海漁業協同組合等の漁業関係団体
その他	ブルーカーボンの取組を実施している又は実施予定の民間企業